

【漏水により水道料金・下水道使用料の減免を申請するときの注意事項】

- ・申請時に修理状況等のわかる写真が必要となります。修理を依頼する事業者へ減免申請を行う旨を説明し、必ず状況写真を撮影してもらってください。
- ・修理は、町が適正な資格を持つと認める「指定給水装置工事事業者」（以下「指定事業者」といいます。）が実施する必要があります。指定事業者以外の事業者が修理した場合は、いかなる理由であっても減免の対象とはなりませんので注意してください。この指定事業者は、町のホームページで確認することができます。
- ・漏水発見後は、速やかに修理を行う必要があります。漏水している事実を知らずながら放置していた場合は、減免の対象となりません。また、故意に破損させるなど善良な管理を行っていないと認められる場合も同様です。
- ・受水槽からの漏水の場合、警報装置が取り付けられていないとき（警報装置の故障による場合を除きます。）は減免の対象とはなりません。
- ・漏水により減免できるのは1回の検針分（2か月間の使用水量・使用汚水量）で、下表のとおりです。

	水道料金	下水道使用料
減免金額	対象となる漏水時の水量と下の認定水量の <u>2倍</u> との差に係る水量分の金額	対象となる漏水時の汚水量と下の認定水量との差に係る水量分の金額
認定水量	次の順に認定水量を決定します。 ① 前年同期間並みの使用水量 ② 前期間並みの使用水量 ③ 漏水が長期にわたる場合は、修理後の次回検針時の水量 ④ ①～③以外の場合は、基本料金内の最大水量に使用月数を乗じて得た水量	